2020 年 5 月

学生の皆様
保護者の皆様

「学びの継続」のための国の『学生支援緊急給付金』の申請について

大阪千代田短期大学

平素より本学の教育に関しましては、多大なご支援ご協力ご指導をいただきましてありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たにアルバイト学生向けの学生支援緊急給付金給付事業(令和 2 年 5 月 19 日閣議決定)が創設されました。

後述の支援対象者の要件に当てはまる方は、大阪千代田短期大学 学務課のメールにてご請求ください。手引き・申請書・誓約書を学校より郵送致します。

【申込手順】
申請書配布期間：5 月 25 日～5 月 29 日（学務課にメールにてご請求下さい）
申請書提出期日：6 月 5 日 17 時締切
提出物：①申請書 ②誓約書 ③その他添付書類
提出先：学務課

【支給対象者の要件】
1.原則として以下の①～⑥を満たす者
①家庭からの多額の仕送りを受けていないこと
②原則として自宅外で生活をしていること(自宅生についても経済的に家庭から自立している学生等は対象)
③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高いこと
④家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと
⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む)が大幅に減少(前月比の 50%以上減少)したこと
⑥既存の支援制度を活用していること
1)高等教育の修学支援新制度 2)第一種奨学金(無利子奨学金) 3)民間等を含め申請が可能な支援制度
※①～⑥すべてに当てはまらない場合も家計の状況により給付が認められる場合があります。希望する方はご相談ください。

【支給金額】
住民税非課税世帯の学生等　20 万円
上記以外の学生等　　10 万円

※各大学での推薦枠の配分があります。申請したすべての方が、支給されるとは限りません。
なお、申請書に虚偽申請その他不正行為があった場合、全額返金を求められます。

【この件の問い合わせ先】
大阪千代田短期大学 学務課
TEL：0721-52-4141(代表)
メールアドレス：gakumu@chiyoda.ac.jp